

防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金交付要綱

平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市内において酪農経営を営む者が雌雄判別精液を活用し、効率的に乳用牛の後継牛を繁殖させることによって酪農経営の安定化を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の実施主体は、山口県酪農農業協同組合及び防府酪農農業協同組合とする。

(補助金の対象等)

第3条 補助金の対象は、市内に在住する酪農家が飼育している乳用牛の人工授精に使用する雌雄判別精液の購入に係る経費とし、事業年度内に交配したものとす。

2 前項の規定にかかわらず、同一のテーマ・内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体から補助金を受けている場合は、補助対象から除外する。

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付し、その額は雌雄判別精液購入価格の2分の1以内とする。ただし、事業年度内における補助対象本数は1頭につき2本までとする。

(補助金交付の申請及び実績報告)

第5条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする事業主体は、防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金交付申請書及び実績報告書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(第2号様式)により事業主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の補助金交付決定通知及び額の確定通知を受けた事業主体が、補

助金の交付を受けようとするときは、防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

（1） この要綱に違反したとき。

（2） 虚偽の申請をしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金
交付申請書及び実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

年度において下記のとおり防府市乳用牛繁殖効率化支援事業を実施したので、防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金 円の交付を申請し、併せて実績を報告します。

記

1 事業の目的

雌雄判別精液を活用することにより、効率的に乳用牛の後継牛を繁殖させることによって酪農経営の安定化を図る。

2 実施事業の内容

様式第1-1号のとおり

3 添付書類

第2号様式（第6条関係）

指令第 号
年（ 年） 月 日

（申請者住所）

（申請者氏名） 様

防府市長

防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金
交付決定通知書及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のありました

年度防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金については、防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、併せて額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金確定額 円
- 3 交付条件

事業主体は、防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

- 4 減額の理由

注 4は、交付申請のあった補助金額が減額された場合のみ記載すること。

第3号様式（第7条関係）

防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

請求者 所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定及び額の確定通知のあった防府市乳用牛繁殖効率化支援事業につきまして、防府市乳用牛繁殖効率化支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

振込先

振込先 金融機関名		銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合
		支店・店・支所・出張所
口座番号・種別		1:普通 2:当座
フリガナ		
口座名義		